

連番	質問	回答
1	考え方が示された結果、運営規程の修正が必要となった場合にはどうすればよいか。	令和5年6月30日までに最新版の運営規程の表記を修正してください。なお、変更届出書の提出は不要です。
2	利用者数の増加により基準となる人数が変わった場合には、その都度変更届を提出しなければならないか。	利用者数の増加により基準となる人数が増加した結果、運営規程に記載されている人数を変更する必要がある場合には、その都度、基準を満たした記載に変更して、変更届出書を提出してください。なお、基準となる人数が減少した場合においては、事業所での配置人数が運営規程に記載されている人数を下回らない限り、記載を変更する必要はありません。
3	他の指定権者において別の取り扱いが示されているが、その取り扱いに倣ってもよいか。	差し支えありません。
4	勤務形態（常勤・非常勤の別、兼務の有無）は記載しなければならないか。	記載は不要です。
5	小数による記載方法（例：通所介護で介護職員3.2人以上）は問題ないか。	人員基準を満たす範囲であれば差し支えありません。
6	人員基準にて適当数を配置するとされている職種において、当該職員の配置がなくなった場合についてどうすればよいか。	運営規程に記載されている人数を下回った場合に変更届をご提出ください。
7	人員基準にて適当数を配置するとされている職種について、配置している場合は記載は必須であるか。	記載は必須とします。
8	人員基準にて常勤換算方法で基準を満たしているか確認するものについて、常勤換算方法である旨の記載は必須であるか。	実人員数、常勤換算方法のどちらであるかを分かりやすくするため、常勤換算方法である旨の記載は必須とします。
9	資格保有者の内訳の記載は必要か。	記載は不要です。
10	加算で別途人員基準を上回る人員配置が求められている場合、記載はどうすればよいか。	加算分を除いた人員基準を満たす範囲の記載で差し支えありません。また、連番12のと通りの取り扱いも可能です。
11	本体施設や医療機関との連携により、事業所・施設に置かないことができる職種について、記載はどうすればよいか。	連携により職員を確保している場合については、記載を必須とはしません。なお、連携により確保している旨を記載していただくことが望ましいと考えます。
12	人員基準より手厚い配置をしている場合、その分多い人数を記載することは可能であるか。	可能です。ただし、運営規程に記載されている人数を下回った場合に変更届が必要となる点について注意が必要です。
13	急病や家庭の事情などで一時的（1か月程度）に「〇人以上」を下回ってしまう場合、変更届の提出は必要か。	一時的なものであり、職場復帰が確実に見込まれる場合には、変更届の提出は不要とします。